

2019年11月21日

在外国民審査訴訟控訴審第1回口頭弁論のご報告

在外日本人国民審査権確認等請求控訴事件（令和元年（行コ）第167号）について、本日、東京高等裁判所民事8部（阿部潤裁判長）のもとで第1回口頭弁論が開かれました。手続の概要と双方の主張内容をお知らせします。

1 事件の概要

一審原告：想田和弘（在米映画監督、49歳）、谷口太規（弁護士、40歳）ほか3名

一審被告：国

2018年4月12日に、米国及びブラジル在住の原告らが、次回の国民審査で投票をすることができる地位にあることの確認及び国会が違法に立法を怠ったために2017年10月執行の国民審査で投票できなかったことによる損害（各1万円）の賠償を求めて東京地裁に提訴しました。本年5月28日、東京地裁は、在外国民審査を認めないのは憲法に違反するなどとして1人当たり5000円の損害賠償を国に命じる請求一部認容判決をしました。原告・被告双方が控訴しました。本訴はその控訴審です。

2 第1回口頭弁論について

国（一審被告）は、控訴理由書、答弁書及び準備書面（1）を陳述し、関連する証拠を提出しました。一審原告は、控訴理由書、訴えの変更申立書、答弁書、準備書面（1）及び準備書面（2）を陳述し、神戸大学の興津征雄教授の意見書を提出しました。裁判所は、本訴の審理を終結し、判決宣告期日として2020年3月5日を指定しました。

3 双方の主張の概要

国の主張：憲法違反を認めた第1審判決は誤りである。選挙と審査とは投票用紙の形式に違いがあり、在外選挙は実施できても在外審査は実施できない。審査権侵害は選挙権侵害よりも緩やかな基準で審査されるべきである。

一審原告の主張：憲法違反を認めた第1審判決は正しい。加えて、裁判所は次回の審査で原告らが投票できる地位にあることの確認をも認めるべきである。

本訴の原告は“社会課題の解決を目指す訴訟”の支援に特化したウェブプラットフォーム「CALL4」（コールフォー <https://www.call4.jp/>）を利用しています。双方の主張書面はすべてこのサイトでご覧いただけます（<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000030>）。

一審原告/代理人弁護士 谷口太規 tel:03-3983-4848 mail: mtaniguchi.atty@gmail.com